

令和2年6月24日

令和元年度における消費者安全法（財産分野）の運用状況について

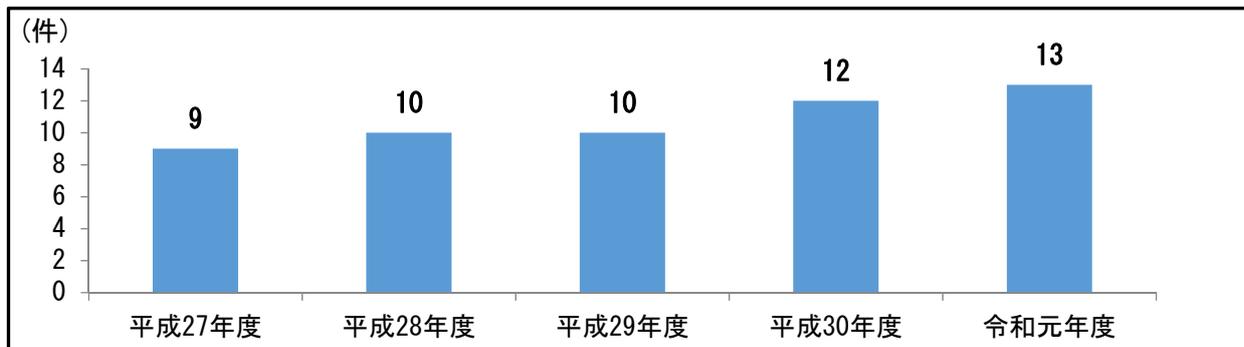
消費者庁は、消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的かつ合理的な判断を阻害するおそれのある行為が事業者によりなされ、消費者の財産に被害が生じる事態に対して、消費者安全法（平成21年法律第50号）の規定に基づく措置を採り、消費者被害の発生又は拡大の防止に努めています。

令和元年度における消費者安全法（財産分野）の運用状況は次のとおりです。

1 注意喚起の件数

事業者名を公表する注意喚起を13件行いました。

【消費者安全法（財産事案）の注意喚起の件数推移】



2 事案の総括

令和元年度は、これまで消費者安全法の運用においてはみられなかった事案として、チケットの転売を仲介するウェブサイトを経営する海外の事業者に関するものがありました。

なお、注意喚起事案全体の内訳は下表のとおりです（各事案の詳細は別紙参照）。

事案の概要	消費者事故等の種類	件数
○チケットの転売を仲介するウェブサイトを経営する海外の事業者に関する注意喚起	・虚偽・誇大な広告・表示 ・不実告知	1件
○情報商材販売業者に関する注意喚起	・虚偽・誇大な広告・表示 ・不実告知 ・断定的判断の提供	8件
○いわゆる販売預託商法を行う事業者に関する注意喚起	・不実告知	3件
○架空請求業者に関する注意喚起	・消費者を欺く行為 ・消費者を威迫して困惑させる行為	1件

本件に関する問合せ先

消費者庁 消費者政策課 財産被害対策室

TEL : 03(3507)9187 FAX : 03(3507)7557

令和元年度における消費者安全法に基づく措置の概要（財産分野）

No	実施日 措置	事案名	概要
1	H31.4.24 注意喚起	「月収1万円 ▶ 月収180万円！」などとうたい、多額の金銭を支払わせる「株式会社アシスト」に関する注意喚起	株式会社アシストは、「月収1万円 ▶ 月収180万円！」などとうたって消費者を勧誘し、多額の収益を得るためには「自動補助ツール」と称するシステムの利用契約を結んで消費者が開設したブログのアクセス数を増やすことが必要だとして、当該システムの高額な利用契約を結ばせていたが、実際には、当該システムを利用しても、収益を上げられる仕組みにはなっていなかった。（虚偽・誇大な広告・表示及び不実告知） https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/release/2019/pdf/release_2019_190424_0001.pdf
2	R1.5.17 注意喚起	「ゲーム感覚で毎日3万円稼げる」などとうたい、多額の金銭を支払わせる「株式会社CCS」に関する注意喚起	株式会社CCSは、「ゲーム感覚で毎日3万円稼げる」などとうたって消費者を勧誘し、「Tech box」と称するアプリや「TechROID3.0」と称するアプリを利用すれば仮想通貨の取引で確実に収益を上げられるとして高額な契約を結ばせていたが、実際には、当該アプリを利用しても、収益を上げられる仕組みにはなっていなかった。（虚偽・誇大な広告・表示及び不実告知） https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/release/2019/pdf/release_2019_190517_0001.pdf

No	実施日 措置	事案名	概要
3	R1.7.22 注意喚起	「株式会社ワールドイノベーションラブオール」の名義で行われる「PRPシステム」と称する役務の訪問販売に関する注意喚起	<p>WILL 株式会社（以下「WILL」という。）は、「PRP システム」と称して、IP 電話機能など複数のアプリが読み込まれたカード型 USB メモリ（以下「本件商品」という。）を購入した消費者から本件商品を賃借した上で、本件商品に読み込まれたアプリを第三者に有償で利用させる事業（以下「運用事業」という。）に用いて、運用事業による収益から本件商品の購入代金を上回る本件商品の賃借料を消費者に支払うとする役務（以下「本件役務」という。）を提供するに当たり、あたかも、運用事業により得られた収益から、本件役務の提供契約に基づく本件商品の賃借料が支払われるかのように告げていたが、実際には、WILL の売上の 99%が本件商品の販売によるものであり、運用事業により得られた収益から本件商品の賃借料を支払っている実態はなかった。（不実告知）</p> <p>また、WILL が主催するセミナーにおいて、WILL の会長が株式会社ワールドイノベーションラブオール（以下「ラブオール」という。）の会長と紹介されていること、従来 WILL 名義で行われていた、本件商品に読み込まれたテレビ電話についての広告がラブオール名義で行われるようになったことなどから、WILL と同様の事業が今後ラブオール名義で行われるおそれがあるものであった。</p> <p>https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_policy_release_190722_0001.pdf</p>

No	実施日 措置	事案名	概要
4	R1.7.31 注意喚起	SMSを用いて未納料 金の名目で金銭を支 払わせようとする 「日本通信株式会 社をかたる架空請求」 に関する注意喚起	<p>「日本通信株式会社」をかたる事業者は、実際には消費者が利用した動画サイトや未納料金が存在しないにもかかわらず、消費者の携帯電話に「ご利用料金のお支払い確認が取れておりません。本日中に日本通信（株）お客様センター迄ご連絡ください。」などと記載された SMS を送信するとともに、当該 SMS に記載された電話番号に連絡してきた消費者に「動画サイトの利用料 1 年分を滞納しています。」「後日、手数料 5 % を差し引いて返金します。」「支払わないと裁判手続が進みます。」などと告げ、動画サイトの未納料金の名目で金銭を支払わせようとしていた。（消費者を欺く行為及び消費者を威迫して困惑させる行為）</p> <p>消費者は、実際には動画サイトの利用料金の未払が生じていないにもかかわらず、前払式電子マネーをコンビニエンスストアで購入して、当該電子マネーの番号を伝えるなどの方法によって、要求された金額を支払にに応じていた。</p> <p>https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_policy_release_190731_0001.pdf</p>

No	実施日 措置	事案名	概要
5	R1.9.13 注意喚起	チケット転売の仲介 サイト「viagogo」に 関する注意喚起	<p>viagogo AG は、「viagogo」というチケット転売の仲介サイトにおいて、「チケット購入希望者が多いため、購入完了まで6分とさせていただきます。完了できない場合は、お客様のチケットは一般に販売されることとなります。もうすぐ完売」などと表示した上で、「購入完了までの残り時間」のカウンタダウン表示をしていたが、実際には、ほかに購入希望者がいない限り、何度でも新たな残り時間が付与される仕組みになっており、当該チケットを優先的に購入できなくなることはなかった。(虚偽・誇大な広告・表示及び不実告知)</p> <p>また、当該サイトにおいて、あたかも、他人名が記載されたチケットを購入した場合であってもイベントに確実に入場できるかのように表示していたが、実際には、当該サイトにおいては、チケットに印字された最初の購入者(入場資格者)以外の者は入場できないチケットも販売されていた。(虚偽・誇大な広告・表示及び不実告知)</p> <p>https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_policy_cms101_190913_0001.pdf</p>

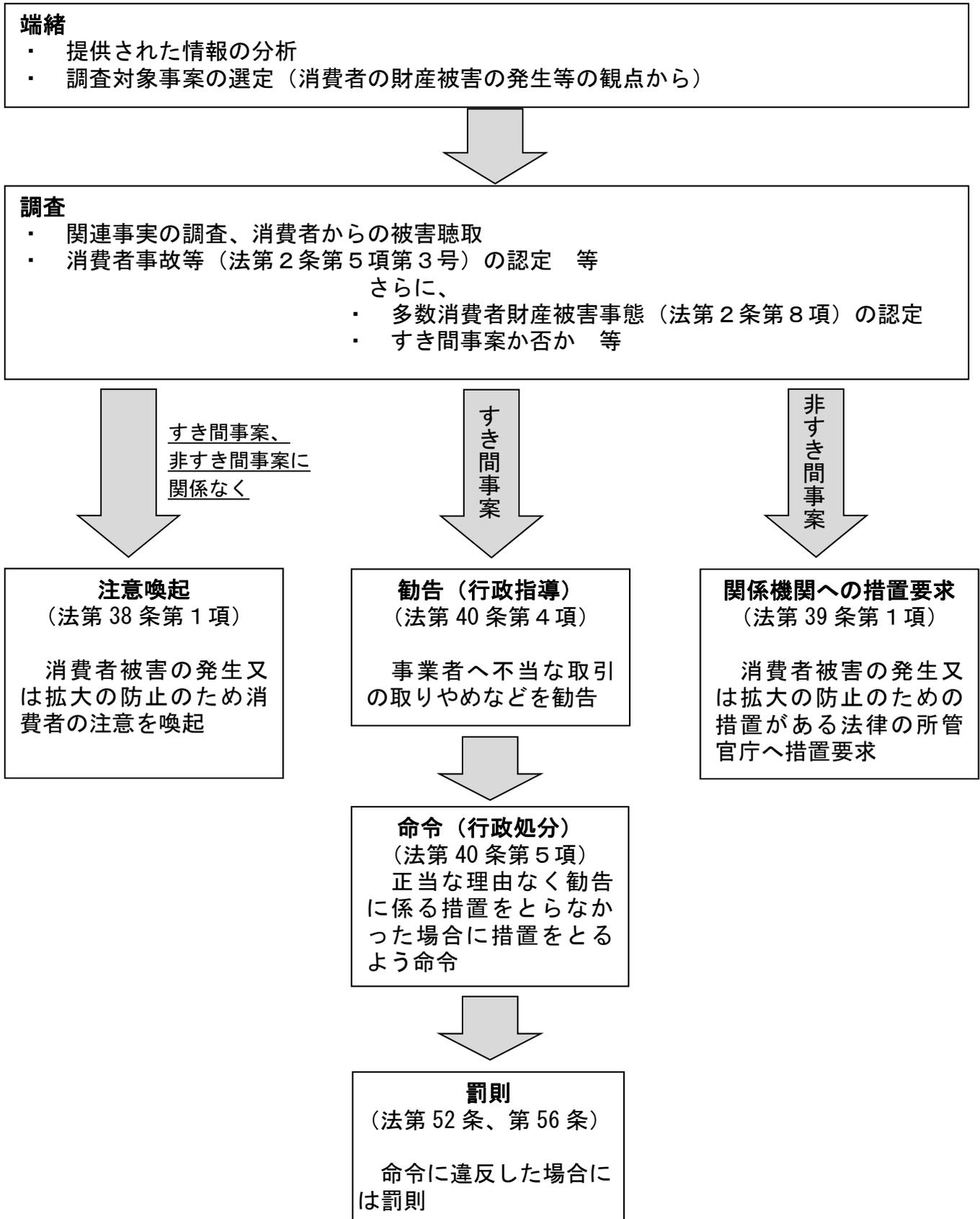
No	実施日 措置	事案名	概要
6	R1.9.26 注意喚起	「まずは2日で驚くほど簡単に10万円稼いでいただきます」などとうたい、多額の金銭を支払わせる「株式会社アシストライン」に関する注意喚起	<p>株式会社アシストラインは、同社が運営するウェブサイトにおいて、「M's Navigation」と称するビジネスについて、「まずは2日で驚くほど簡単に10万円稼いでいただきます。」「やっただく事はただ1つです。とっても簡単 誰でも出来る パソコンやスマホを使ってメールの転送をしてもらうだけ!」、「再現性99.8%」などと記載することにより、あたかも、メールの転送をするだけで、誰でも簡単に短期間で大金を稼ぐことができるかのように表示していたが、実際には、誰もが短期間で簡単に大金を稼ぐことができたという実績は確認できなかった。(虚偽・誇大な広告・表示及び不实告知)</p> <p>また、同社は、「M's Navigation」と称するビジネスに係るマニュアルにおいて、「Resale Navi」と称するツールのコースごとにサポートの期間と売上予想金額を記載することにより、あたかも、当該ツールのいずれかのコースに加入すれば、サポート期間内に売上予想金額とされた額を稼ぐことができるかのように表示していたが、実際には、当該ツールを使用して当該マニュアルに記載されたサポート期間内に売上予想金額を稼いだ消費者は確認できなかった。(虚偽・誇大な広告・表示)</p> <p>さらに、当該ビジネスで稼げるかどうかは不確実であるにもかかわらず、同社は、消費者に対し、当該マニュアルにおいて、「このビジネスを初めて稼げなかった人は一人もいません!!」などと記載することにより、消費者が当該ビジネスで確実に稼げるとの断定的判断を提供していた。(断定的判断の提供)</p> <p>https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_policy_cms103_190926_0001.pdf</p>

No	実施日 措置	事案名	概要
7	R1.9.27 注意喚起	特許権を取得した通信機器で収益を得られるなどとうたい、高額な投資をさせる「LED高速通信株式会社」に関する注意喚起	<p>① LED高速通信株式会社は、「第一次募集」と称するセミナーにおいて、消費者に対し、同社が販売する「LED高速通信機器」について特許権を取得しているかのように告げていたが、実際には、当該機器について特許権は取得していなかった。（不実告知）</p> <p>また、同社は、当該セミナーにおいて、当該機器の購入等の契約を締結すれば半年から1年後には当該機器に係る売上げをあん分した金銭を定期的に受け取ることができ、既に金銭を受け取っている消費者もいるかのように告げていたが、実際には、セミナー開催時点において当該機器は1台も製造されていなかった上、企業などへの販売やレンタルについての具体的な事業計画も策定されておらず、消費者に対する当該機器に係る売上げをあん分した金銭の支払はなされていなかった。（不実告知）</p> <p>② 同社は、「第二次募集」と称するセミナーにおいて、消費者に対し、同社が販売する「LED照明機器」の購入等の契約を締結すれば当該機器に係る売上げをあん分した金銭を継続的に受け取ることができ、また、既に様々な用途の当該機器が複数の企業等に納品されているかのように告げていたが、実際には、当該機器の企業などへの販売及びレンタルの実績はなく、また、第二次募集の開始から約1年が経過しているにもかかわらず、当該機器に係る売上げをあん分した金銭の支払をしていなかった。</p> <p>https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_policy_cms103_190927_0001.pdf</p>

No	実施日 措置	事案名	概要
8	R1.11.7 注意喚起	「超簡単『スマホで 錬金術』」、「検索＝報 酬を実現した画期的 なシステム」などと うたい、多額の金銭 を支払わせる「株式 会社WAVE」に関する 注意喚起	株式会社 WAVE は、広告代理店に個人のブログを装ったウェブサイトを作成させて、大金を稼いだと する体験談を掲載させるなどした上で、自社が運営するウェブサイトにおいて、「スマホ錬金術」と称 するビジネスについて、「月収 120 万円稼げる最新ビジネス」、「再現性 100% 結果重視！稼げる事 をお約束。」などと記載することにより、あたかも、スマホ錬金術に参加すれば、誰でも短時間で簡単に 大金を稼げるかのように表示していたが、実際には、誰もが短期間で簡単に大金を稼ぐことができる ものではなかった。（虚偽・誇大な広告・表示及び不実告知） https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_policy_cms103_191107_1.pdf
9	R1.11.8 注意喚起	「VISION株式会社」 の名義で行われる 「PRPシステム」と称 する役務の訪問販売 に関する注意喚起	WILL 株式会社（以下「WILL」という。）は、「PRP システム」と称して、IP 電話機能など複数のアプ リが読み込まれたカード型 USB メモリ（以下「本件商品」という。）を購入した消費者から本件商品を 賃借した上で、本件商品に読み込まれたアプリを第三者に有償で利用させる事業（以下「運用事業」 という。）に用いて、運用事業による収益から本件商品の購入代金を上回る本件商品の賃借料を消費者 に支払うとする役務（以下「本件役務」という。）を提供するに当たり、あたかも、運用事業により得 られた収益から、本件役務の提供契約に基づく本件商品の賃借料が支払われるかのように告げていた が、実際には、WILL の売上げの 99%が本件商品の販売によるものであり、運用事業により得られた収 益から本件商品の賃借料を支払っている実態はなかった。（不実告知） また、VISION 株式会社（以下「VISION」という。）名義で開催されているセミナーにおいて、WILL の 事業が VISION の事業の内容として説明されていること、WILL の会長が VISION の創業者と紹介された 上、同人が WILL の事業内容等を説明していることなどから、WILL と同様の事業が今後 VISION 名義で 行われるおそれがあるものであった。 https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_policy_cms103_191108_1.pdf

No	実施日 措置	事案名	概要
10 13	R2.3.18 注意喚起	最初に1万円程度の情報商材を消費者に購入させ、その後、執拗な電話勧誘により著しく高額な情報商材を購入させる「株式会社アース」、「株式会社インサイト」、「株式会社ウインズ」及び「ミライズ株式会社」に関する注意喚起	株式会社アースは「おもてなしビジネス」、株式会社インサイトは「音読ビジネス」、株式会社ウインズは「ぺたぺたビジネス」と称するビジネスを提供するに当たり、それぞれ、簡単な作業で誰でも1日1万円程度を稼げるビジネスに9,800円で参加できるなど表示して消費者を勧誘し、また、これら3社から業務の委託を受けたミライズ株式会社は、ビジネスに参加した消費者に対し、電話で、著しく高額な情報商材を購入しなければビジネスを続けられない、当該情報商材を購入すればすぐに購入代金以上を稼げるなどと勧誘していたが、実際には、これらのビジネスはいずれも、稼げる仕組みを伴わない架空のものであり、消費者は絶対に稼ぐことができないものであった。(虚偽の広告・表示及び不実告知) https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_policy_cms103_200318_0001.pdf

消費者安全法（財産事案）に基づく事案調査の流れ



○ 消費者安全法（抜粋）

（平成二十一年法律第五十号）

（定義）

第二条 （略）

2～4 （略）

5 この法律において「消費者事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。

一・二 （略）

三 前二号に掲げるもののほか、虚偽の又は誇大な広告その他の消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為であって政令で定めるものが事業者により行われた事態

6・7 （略）

8 この法律において「多数消費者財産被害事態」とは、第五項第三号に掲げる事態のうち、同号に定める行為に係る取引であって次の各号のいずれかに該当するものが事業者により行われることにより、多数の消費者の財産に被害を生じ、又は生じさせるおそれのあるものをいう。

一 消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であって、事業者が消費者に対して示す商品、役務、権利その他の取引の対象となるものの内容又は取引条件が実際のもものと著しく異なるもの

二 前号に掲げる取引のほか、消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であって、政令で定めるもの

（消費者への注意喚起等）

第三十八条 内閣総理大臣は、第十二条第一項若しくは第二項又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、当該消費者事故等による被害の拡大又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等の発生（以下「消費者被害の発生又は拡大」という。）の防止を図るため消費者の注意を喚起する必要があると認めるときは、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等による被害の状況その他の消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を都道府県及び市町村に提供するとともに、これを公表するものとする。

2～4 （略）

（他の法律の規定に基づく措置の実施に関する要求）

第三十九条 内閣総理大臣は、第十二条第一項若しくは第二項又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置があり、かつ、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため、当該措置が速やかに実施されることが必要であると認めるときは、当該措置の実施に関する事務を所掌する大臣に対し、当該措置の速やかな実施を求めることができる。

2 （略）

（事業者に対する勧告及び命令）

第四十条 （略）

2・3 （略）

4 内閣総理大臣は、多数消費者財産被害事態が発生した場合（当該多数消費者財産被害事態による被害の拡大又は当該多数消費者財産被害事態と同種若しくは類似の多数消費者財産被害事態の発生（以下この条において「多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大」という。）の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。）において、多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、当該多数消費者財産被害事態を発生させた事業者に対し、消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引の取りやめその他の必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るため特に必要が

あると認めるときは、当該事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

6～8 (略)

(罰則)

第五十二条 第四十条第二項又は第五項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第五十一条及び第五十二条 一億円以下の罰金刑
- 二 第五十三条第二項及び前二条 各本条の罰金刑

○ 消費者安全法施行令（抜粋）

(平成二十一年政令第二百二十号)

(消費者の利益を不当に害する等のおそれがある行為)

第三条 法第二条第五項第三号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 商品等又は役務について、虚偽の又は誇大な広告又は表示をすること。
- 二 消費者との間の契約（事業として締結するものに限る。以下この条において同じ。）に関し、その締結について消費者を勧誘するに際して、又は消費者による当該契約の申込みの撤回、解除若しくは解約を妨げるため、次のイからニまでのいずれかに該当する行為をすること。
 - イ 当該契約に関する事項であつて、消費者の当該契約を締結するかどうか又は当該契約の解除若しくは解約をするかどうかについての判断に通常影響を及ぼすものについて、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げること。
 - ロ 当該契約の目的である商品、製品、役務、権利その他のものに関し、将来におけるその価額、将来において消費者が受け取る金額、その使用等により将来において生ずる効用その他の事項であつて将来における変動が不確実なものについて断定的判断を提供すること。

ハ・ニ (略)

- 三 前号に掲げるもののほか、消費者との間の契約の締結若しくは履行又は消費者による当該契約の申込みの撤回、解除若しくは解約に関し、消費者を欺き、又は威迫して困惑させること。

四～七 (略)